世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和６２年３月世田谷区規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第８条の１１第２項中「保護者」の次に「若しくは保護延長者の監護者」を加え、同条に次の２項を加える。

４　児童相談所長は、法第３３条第２１項又は第２２項の規定による児童又は保護延長者の一時保護の委託を行ったときは、緊急一時保護委託決定通知書（第９号の２の１２の２様式）を児童又はその保護者若しくは保護延長者の監護者に交付しなければならない。

５　児童相談所長は、前項の一時保護の委託を解除したときは、緊急一時保護委託解除決定通知書（第９号の２の１２の３様式）を児童又はその保護者若しくは保護延長者の監護者に交付しなければならない。

第８条の１４の次に次の４条を加える。

（登録一時保護委託者の登録申請）

第８条の１４の２　法第３４条の２２第１項及び省令第３６条の４８第１項の規定による申請は、登録一時保護委託者登録申請書（第９号の２の１２の４様式）によるものとする。

（登録一時保護委託者の登録等）

第８条の１４の３　法第３４条の２２第２項の登録は、登録一時保護委託者登録簿（第９号の２の１２の５様式）により行うものとする。

２　区長は、登録一時保護委託者として登録したときは登録一時保護委託者決定通知書（第９号の２の１２の６様式）により、登録しないときは登録一時保護委託者否決通知書（第９号の２の１２の７様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録一時保護委託者に関する変更の届出等）

第８条の１４の４　法第３４条の２３及び省令第３６条の５０の規定による届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届（第９号の２の１２の８様式）によるものとする。

２　省令第３６条の５１の規定による申出は、登録一時保護委託者登録消除届（第９号の２の１２の９様式）によるものとする。

（登録一時保護委託者の登録取消通知書）

第８条の１４の５　区長は、法第３４条の２５第４項及び第５項の規定により登録一時保護委託者の登録を取り消したときは、登録一時保護委託者登録取消通知書（第９号の２の１２の１０様式）により通知するものとする。

第９号の２の１２様式の次に次の９様式を加える。

第９号の２の１２の２様式（第８条の１１関係）

第　　号

年　　月　　日

あて

児童相談所長名　　印

緊急一時保護委託決定通知書

児童福祉法第３３条第２１項又は第２２項の規定に基づき、緊急一時保護委託を行うことを決定しましたので通知します。

児童	氏名		生年月日	年　月　日	性別	
	住所					
一時保護委託の開始日		年　月　日				
一時保護委託先	名称					
	所在地					
理由						

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第３３条の２）。

第９号の２の１２の３様式（第８条の１１関係）

第　　号

年　　月　　日

あて

児童相談所長名　　印

緊急一時保護委託解除決定通知書

年　　月　　日付第　　号により通知しました緊急一時保護委託を次のとおり解除しますので通知します。

児童	氏名		生年月日	年　月　日	性別	
	住所					
一時保護委託の解除日		年　月　日				
一時保護委託先	名称					
	所在地					
理由						

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

第９号の２の１２の４様式（第８条の１４の２関係）

年　　月　　日

世田谷区長　　あて

設置者

住所（法人又は団体にあっては所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）

登録一時保護委託者登録申請書

児童福祉法第３４条の２２第１項の規定により申請します。

１　申請者に関する事項

名　　称	
所　在　地	
法人番号（法人の場合）	
代表者の職及び氏名	
電　話　番　号	
電子メールアドレス	

２　一時保護を行う施設に関する事項

施　設　の　名　称	
施　設　の　所　在　地	
施　設　の　定　員	
施設責任者の職及び氏名	
電　話　番　号	
電子メールアドレス	

３　添付書類

⑴　定款その他の基本約款（申請者が個人である場合を除く。）

⑵　一時保護委託者の登録等に関する基準への適合を証する書類

第９号の２の１２の５様式（第８条の１４の３関係）

登録一時保護委託者登録簿

登録番号	登録年月日	申請者 種別	氏名又は 法人の名称	法人代表者 職及び氏名	個人の住所又は 主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	変更及び消除 年月日／事由	備考

第９号の２の１２の６様式（第８条の１４の３関係）

第　　号

年　　月　　日

あて

世田谷区長名　　印

登録一時保護委託者決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった登録一時保護委託者の登録について、児童福祉法第３４条の２２の規定により、次のとおり登録したので通知します。

登録番号	
登録年月日	年　　月　　日
登録一時保護委託者の名称	
代表者の職及び氏名	
施設の名称	
施設の所在地	

第９号の２の１２の７様式（第８条の１４の３関係）

第　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区長名　　印

登録一時保護委託者否決通知書

年　　月　　日付けで申請のあった登録一時保護委託者の登録について、審査の結果、次の理由により登録できませんので、通知します。

１　申請者名

２　否決理由

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

第９号の２の１２の８様式（第８条の１４の４関係）

年　　月　　日

世田谷区長　　あて

設置者

住所（法人又は団体にあっては所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）

登録一時保護委託者登録事項変更届

児童福祉法第３４条の２３の規定により、登録事項を変更するので届け出ます。

１　登録番号及び施設の名称

２　変更する事項

変更前

変更後

３　変更の理由

４　変更年月日

年　　月　　日

第９号の２の１２の９様式（第８条の１４の４関係）

年　　月　　日

世田谷区長　　あて

設置者

住所（法人又は団体にあっては所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）

登録一時保護委託者登録消除届

児童福祉法施行規則第３６条の５１の規定により、登録一時保護委託者としての登録を消除したいので申し出ます。

１　登録番号並びに施設の名称及び所在地

２　消除の理由

３　消除年月日

年　　月　　日

４　消除に伴う対応

⑴　一時保護中の児童の有無及び対応

⑵　児童に関する記録の保管及び引継ぎ

⑶　個人情報及び秘密保持に関する対応

第９号の２の１２の１０様式（第８条の１４の５関係）

第　　号

年　　月　　日

あて

世田谷区長名　　印

登録一時保護委託者登録取消通知書

児童福祉法第３４条の２５の規定により、次のとおり登録一時保護委託者としての登録を取り消します。

１　登録番号並びに施設の名称及び所在地

２　取消しの理由

３　取消年月日

年　　月　　日

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。